

# 市民の目

The Citizens' Eyes



© さがみはら市民オンブズマン

2007(平成19)年8月10日(金)

発行・さがみはら市民オンブズマン(設立 2003)

## 市政クラブの「事務所費」に違法な支出

(現・新政クラブ)

## 不当利益返還住民監査請求を提出

地方自治体の政務調査費の違法な使い方に対する司直の厳しい判断が続出している。さがみはら市民オンブズマンは本市における 17 年度の政務調査費収支報告書に基づいてその実態を調査し、説明や領収証の開示を迫ってきた。しかし、説明請求に無回答など誠意が見られない上に、18 年度についても同様な実態なので、特に問題の大きい事務所費の用途について住民監査請求を提出した。監査結果によっては再び住民訴訟に結びつく問題である。

# と

さがみはら市民オンブズマンは昨年 12 月、平成 17 年度の政務調査費収支報告書について各会派に領収証の開示を申し入れた。主要会派はことごとく開示を拒否する一方、世間の流れに沿って 19 年度より報告書に領収証を添付することを各派代表者会議で決定した。本会の活動にそれなりの成果があったといえるが、その後、17 年度報告書の内容に多くの疑義が見つかり、3 月 16 日、改めて各会派に説明を求める申し入れ書を提出したものの、無視されていた。

### 市民の目この 1 枚



今回 18 年度の政務調査費収支報告書を情報公開により入手、同じような分析を行った結果、市政クラブは事務所費で同様の問題が明らかになったので住民監査請求を提出するに至った。

(監査請求の原文は 2 ページに掲載)

今回の請求は「事務所費」に限定しているが、旅費の使い方など 17 年度の報告も含めて本会の疑問に対して同会派はなんら誠意ある回答を示していない。オンブズマンの役割は、単に財政的な不正を正すだけでなく、住民の知る権利を侮るものに対しては断固たる追求をしていくことになる。

市役所角に、既に決定したかと思ふような大看板が設置された。巨大合併にはその裏に編入される 4 町の民意の無視があった。同時に 64 万旧相模原市民の民意を尋ねることもなかった。世間からは政令市に指定されたいための合併と揶揄された。自治権の拡大を得られることは悪くはない。しかし、合併による後遺症、これから噴出する多くの課題を解決することなく、既定事実として突っ走るのはまたしても民意無視といえないか。

# 「事務所費」に関する監査請求全文

## 相模原市長加山俊夫ほか関係機関に対する措置請求 の要旨

### 第1 請求の要旨

1 相模原市は、相模原市議会政務調査費の交付に関する条例にもとづき、相模原市議会における会派又は会派に属さない議員に対し、政務調査費を交付している。

交付の方法は、毎年度、原則として4月から9月までの月数分を4月に、10月から翌年3月までの月数分を10月に交付するものとされている(条例第5条)。

政務調査費の使途は、別に定める使途基準に従って使用するものとし、市政に関する調査研究に資するため必要な経費以外のものに充ててはならない(条例第6条)。

政務調査費の交付を受けた会派の代表者は、当該政務調査費に係る収支報告書を議長に提出しなければならない(条例第8条)。

政務調査費の交付を受けた会派は、その年度において交付を受けた政務調査費の総額から、当該会派がその年度において市政の調査研究に資するために必要な経費として支出した総額を控除して残余がある場合、当該残余の額に相当する額の政務調査費を返還しなければならない(条例第10条)。

### 2 「事務所費」

条例第6条が規定する「使途基準」は、相模原市議会政務調査費の交付に関する条例施行規程第8条の「別表」に定められている。

この「別表」に、2005(平成17)年度から科目として「事務所費」が追加された。「事務所費」の内容は「調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に要する経費」とされ、主な支出項目として「事務所の賃借料、維持管理費、備品購入・リース代等」と記されている。

会派が、「事務所費」の科目で計上するためには、2006(平成18)年4月1日付けで市議会議長あてに「事務所設置届」が書面提出されることになっている。

3 2006(平成18)年度市政クラブの支出した「事務所費」  
(1) 2006(平成18)年度、市政クラブから平成18年4月1日付けで22か所、同年5月1日付けで3か所の届出がなされている。

(2) 市政クラブは平成19年4月27日に議長宛に「平成18年度政務調査費収支報告書」を提出した。これによると、決算全体費に占める「事務所費」の割合は、570万円

÷2706万7970円=21%と実に5分の1を占める。

(3) 市政クラブは合計で25か所の事務所設置を届け出ている。そして、「平成18年度政務調査費収支報告書」で、「事務所費」の科目の「説明」として「事務所の維持管理費、備品購入」と記し、「570万円」の根拠として、

上半期分 @20000×6ヶ月×21人=2520000円

@20000×5ヶ月×3人 = 300000円

下半期分 @20000×6ヶ月×24人=2880000円と説明している。ところが、届出ている「25か所」には、会派自体の事務所は存在しない。

さらに「25か所」のうち「23か所」は会派所属議員の自宅となっているのである。残りの2か所も、議員が第三者から借りたものではなく、現実的な賃料等の支払いはなされていないものと思料される。

このような実態にも関わらず、会派所属議員個人に「事務所費」として、一律に月あたり2万円を支給するというのは、もはや市政クラブの説明「事務所の維持管理費、備品購入」の定義にも収まらず、条例施行規程第8条の「調査研究活動のために必要な事務所の設置、管理に関する経費」に当たらない。結局、議員個人の収入となっていると評さざるをえない。

### (4) 結論

かかる「事務所費」名目の支出は、条例及び規程に照らして違法又は不当である。

### (5) 財務会計行為者

2006(平成18)年度の政務調査費を受け取った市政クラブは、平成19年4月をもって解散したが、2006(平成18)年度の市政クラブの代表者は平成18年4月1日から平成19年3月31日まで細谷達司であった。

### 第2 請求者

住所 〒229-0001

神奈川県相模原市上矢部1丁目10番30号

氏名 中野直樹

(他2名)

地方自治法第242条第1項の規定により別紙事実証明書を添え、相模原市長加山俊夫に対して、市政クラブの平成18年度の会長細谷達司に対し、不当利得返還請求等の措置を求め。

平成19年8月8日

相模原市監査委員 あて

# 市議ら政調費返還を

## 実態のない事務所費計上 相模原市民が監査請求

相模原市議らが実態のない事務所費を政務調査費に計上、交付を受けていたとして、「さがみはら市民オンブズマン」の赤倉昭男事務局長（69）ら

市民二人は八日、二〇〇六年度に受け取った事務所費五百七十万円を市に返還させるよう求める住民監査請求をした。市監査委員は請求を受け付

け出しているが、政務調査費に毎月二万円の事務所費を計上。賃料や維持管理費としての事務所費は発生せず、市の支出は違法であると主張している。

赤倉代表は「国会で騒がれた事務所費問題と同じ。これまでもおかしいと指摘してきたが何の回答もなかった」と住民監査の背景を説明。自宅を

事務所としている他党派の市議は、事務所費を計上していないという。

市政クラブの細谷達司・元代表は「陳情者に対応したり調査研究したりする際の茶菓代や光熱費、電話代などに使っており、適切な使途である」としている。

市政クラブは四月の市議選後に解散、所属市議の大半は新会派「新政クラブ」を結成した。

（樋口薫）

2007. 8. -9



# 「自宅に支出は違法」

## 相模原市議会 市民団体が監査請求

四月の改選前の相模原市議会最大会派「市政クラブ」が自宅などを事務所として登録しているにもかかわらず政務調査費から「事務所費」を支出して

いるのは違法として、さがみはら市民オンブズマン（代表幹事・中野直樹）が八日、五百七

十万円を市に返還するよう同会派に求める住民監

査請求をした。

オンブズマンによると、最大で二十五人が所属した市政クラブは、二〇〇六年度の政務調査費収支報告書で、事務所費として、一人当たり月額二万円を計上した。

だが、オンブズマンは「事務所として届けられた場所は二十三人が自宅で、残り二人も自身が経営する会社事務所とみられる」と指摘。家賃を支払う必要がないため不当利得に当たるとして、

（佐藤 奇平）

### 朝日新聞

#### 市議の事務所費返還命令求める

相模原市民ら監査請求 「さがみはら市民オンブズマン」

（中野直樹代表）は八日、06年度分の相模原市議会政務調査費で、当時の最大会派・旧市政クラブの支出のうち、自宅などを事務所として費用計上した570万円について、加山俊夫市長が、市への返還命令を出すことを求める監査請求を市監査委員に出した。同オンブズマンでは、当時の会派代表の細谷達司・元市議がメンバーから集め、返還するよう求めている。

相模原市議会の政務調査費は一人当たり月額10万円、年間120万円が、各会派にまわって支給される。同オンブズマンによると、06年度分の旧市政クラブの所属議員25人が事務所として届けられている住所を確認した結果、23カ所は自宅、2カ所は経営する会社の事務所などで第三者から借りたものではなかった。

同オンブズマンは「議員個人の収入になっていない」と指摘する。細谷氏は「陳情者の対応や、調査研究の際の茶菓代、光熱費、電話代などに使っており、適切な使途と考える」と話している。

### 読売新聞

#### 相模原市議会派の事務所費で監査請求 市民オンブズマン

相模原市民オンブズマン（中野直樹代表）は八日、市議会最大会派「市政クラブ」の2006年度政務調査費で実態のない事務所費を計上しているとして、570万円を市に返還するよう求めて監査請求した。

監査請求書によると、市政クラブの収支報告書は所属議員25人のうち23人が自宅を事務所として届け出ているのに、事務所費を一人月額2万円を全員に支給しており、「議員の個人収入になっており、条例違反」としている。市政クラブは市議選後に解散し、「新政クラブ」を新たに結成している。

## 出前 講座

# 相模原市の監査事務の概要

監査委員事務局・志藤靖人次長

7月23日、監査事務局から志藤次長を招き、相模原市における監査の実態についてお話を聞きました。オンブズマンとは共通の目的を持つ関係であり、お互いを理解しあう必要から、今回の出前講座が企画されました。

新相模原市における監査についての学習会を行った。改めて聞いてみるときちんと理解していたとはいえない。やはり実務の担当者に聞いてみるのが早道だ。「地方自治法第195条に基づき全ての地方自治体には監査委員が置かれる」が、本市の場合、議員から2名、「識見を有するものから選任」される2名、計4名である。行政の首長が自らの監査委員を選任するのは妙な気もする。また監査は監査委員により行われる内部監査と包括外部監査による監査に大別される。監査の頻度や外部監査に係る業務内容等を細かに記すに

は紙面がないが、概ね監査請求が『棄却』として門前払いが多いことは全国的現象だ。監査委員、監査事務局、外部監査人と、それを選ぶ首長と議会の誠実さ依る部分は大きい。(大箸)



## 中野代表幹事が総合雑誌『アゴラ』に論文

アゴラは創刊10周年を迎えた「市民が作る」雑誌として評価され定着しています。その雑誌に代表幹事からオンブズマンの立場について投稿しました。この記事の内容がある程度基本の考え方と言えると思いますので、是非ご購入いただき、雑誌アゴラの発展にご協力いただくとともに、さがみはら市民オンブズマンに対してご理解を頂きたいと思います。

自治体や議会の不祥事のニュースが途絶えることがない。行政共通の体質が当市では無関係と自信を持って言い切れるだろうか。市長には調査を申し入れ、オンブズマンも独自に情報公開請求で調査する。住民監査請求など市民に与えられた権利を行使するが、現実には核心に切り込むことは難しい。市民や行政内部からの情報が欲しい。

自治体には内部監査や包括外部監査の制度がある。しかし、今の制度では身内の監査ということで甘さがあると勘ぐられる。オンブズマンは市民有志による完全無報酬・手弁当活動であり、監査を請求し、それに不服であれば住民訴訟を起すことができる。監視は充分とはいえないが完全中立の立場を貫くことができる。

法で与えられた権利であるためとはいえ、行政

担当者も我々の活動に一目おいて真摯に対応してくれる。その点当市はお互い理解し合える関係にあるといえる。

オンブズマンの活動が低調になる原因は、資金面と人材面である。当会もその問題は深刻だが、誇れる市になるためにがんばっている。より多くの市民からの支援や参加がいただけるとありがたい。

アゴラに寄せた記事の概要はほぼこのような内容のものである。(和田)



### かながわ・よこはま・かわさき3市民オンブズマン

「税金垂れ流しの産廃処理施設・かながわクリーンセンターを問う」と題する集会を7月19日、かながわ県民センターで開催した。問題の「かながわクリーンセンター」は神奈川県、横浜市、川崎市の3自治体が出資(各1億円ずつ)して設立した財団法人「かながわ廃棄物処理事業団(通称KHJ)」のこと。この処理施設は川崎市の川崎区千鳥町にあり、稼働は01年から。

この施設の建設費は132億円で、国の補助金が22.4億円、県・二市からの借入れが24.3億円、日本政策投資銀行からの借り入れが77.3億円、実際に施設を利用する66民間企業からはわずか8億円の出捐金である。

問題は稼働開始から05年までの5ヵ年で赤字が14億円になったものを、県と二市の27億円近い交付金で経営を支えている実態に、3市民オンブズマンが、「廃棄物処理法第3条1項」(事業者の自己責任規定)を理由に、66事業者は処理費用を自分の事業収入により回収すべきで、公的負担は不当だというもの。

この不当な自治体の負担に関して、3市民オンブズマンが、監査委員はそれぞれの知事、市長に次の勧告をするよう請求することになった。

- (1)自治体は事業団に今後負担金を支出しないこと。
- (2)本請求から遡って1年以内の期間中に支出した負担金相当の損害を補填すること。
- (3)事業団の債務につき、日本政策投資銀行に対する損失補填契約を履行しないこと。

7月19日の集会では、神奈川県全体の産廃処理の概況(西岡政子)、クリーンセンターの財政状況(大川隆司)、クリーンセンターの操業問題(竹内勝)3氏の報告と活発な質疑が行われ、最後に大川弁護士からの「住民監査請求」の提案を全員賛成で決定した。

### 警察見張り番(警察を専門に監視する市民オンブズマン)

7月21日、同会の07年度年次総会が開かれ、捜査報償費の情報公開訴訟について討議が行われた。そのあと、総会記念講演が行われ、出席者の熱心な質疑や感想が述べられた。

講師:大宅武彦氏(元長崎県警・暴力団対策兼銃器対策室係長)

演題:「今の警察に市民の安全を守れるのか」

### 利益は地方公共団体に、費用は手弁当 住民訴訟のころざしと実情

弁護士 中野直樹

住民訴訟は、市民が原告となって地方公共団体のために提訴するものであり、勝訴判決や和解などにより地方公共団体の財産を増やしたとしても、原告自身には何の経済的利益もない。

しかし、住民訴訟は、その費用を原告が負担しながら、進めなければならない。訴訟を起こすためには、まず裁判所に印紙等として1万数千円納めなければならない。

裁判が始まると、証拠収集のためにかかる費用、裁判所に通うための交通費、裁判記録を謄写するための費用等として数万円要するであろう。さらに土地の時価鑑定等を行わなければならないときには、数十万円から100万円以上の鑑定費用を予め納めなければならない。

住民訴訟は、市長を被告として、「市長に・・・の措置をとること」を求める構造となっている。市長は必ず弁護士を代理人にたてる。この弁護士費用には市の財政が当てられる。これに対し、原告が弁護士に依頼をするとその費用は自ら負担をすることになる。

地方自治法242条の2第12項に、住民訴訟が「勝訴した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、地方公共団体に対し、その報酬額の範囲内で相当と認められる額の支払いを請求することができる」との定めがある。住民訴訟の役割を發揮させるために、この弁護士報酬請求が広く解釈されるべきである。ところが、判例は、この「勝訴した場合」を「勝訴判決があり、これが確定した場合」と狭く解するために、たとえば、裁判の途中で、賠償責任を負う者が、任意に自治体に支払いをしたり、裁判所の和解手続で、支払いを約束した場合には、明らかに住民訴訟の成果であるにもかかわらず、弁護士報酬を請求できない取り扱いとなっている。

この費用負担問題が、住民訴訟の大きな足かせとなっている。それでも看過できない行政の違法な行為・怠慢があるときに、住民は、主権者の立場で、住民訴訟に立ち上がる。そのころざしは賞賛されるべきものである。ここに意気を感じた市民が、原告団にできるだけ多く参加したり、原告にならないまでも支援費用をサポートする運動の工夫が必要だろう。(さがみはら市民オンブズマン代表幹事)





# 事務局だより

## 政令指定都市行政区に思う

菅澤宣夫(市民フォーラム相模原代表)

特例を受けるために合併を急いだ相模原市は、合併新法に伴う国の「新市町村合併プラン」の適応期限の平成22年3月末までに政令指定都市に基づく行政区を決めることになる。

公募の市民研究員も参加し都市内分権の研究を進めてきた「さがみはら都市みらい研究所」は、地域住民が地域のまちづくりに取り組むコミュニティー会議と、幾つかの地域をまとめた「地域市民会議」を組み合わせた仕組みを提案している。地域市民会議は10万人から20万人を想定し、そこに地域行政機構をセットしていくというもの。これは政令市の行政区とほぼ重なったものになる。市は、政令市へ向けた今後の課題として「区制の検討」としているが、都市内分権の研究で示された「地域市民会議」、合併の後に設置された「地域自治区」等をどう活かして行政区を作っていくのだろうか？

行政がこれまでやってきたことは、公平を旨とし、一つのルールから外れるところは切り捨てるやり方だった。しかし、今回の合併で地域間の不公平があっても取り組むべき課題があることは覚悟していたはず。公平を旨とすると、政令市の行政区の人口は均一に近い形が想定されるが、それでいいのか？ 都市みらい研の報告書には、出張所、公民館、学校区等を根拠とし、10万人～20万人の規模による旧相模原市の区分の検討がある。どれを根拠にしても解決しなければならない問題は山積している。防災時の現場では、様々に重なっている区分のズレが問題になるということで、小学校区の二つの自治会が顔を合わせるチャンスをつくることを実践している優れた市民活動の事例がある。津久井4町を含め行政区を具体化していく上で、こういった実践を積み重ねることが大事になり、そういう場を数多く提供し、検証を重ねることが今行政がやるべきことではないか。

### 8, 9月の予定

- 8月22日 夏季合宿(藤野町NPO法人「篠原の里」)
- 9月13日 17:30 役員会(市民活動サポートセンター)
- 9月15,16日 オンブズマン全国大会(山形会場)
- 9月25日 19:30 月例会(市民活動サポートセンター)

藤野町での夏季合宿オープン討論会の詳細決定  
先号(21号)でお知らせした「藤野芸術の家」が多くの夏季休暇グループの先約で予約できず、急遽同じ町の『篠原の里』に変更しました。日程は同じ8月22日(水)の宿泊で翌23日(木)の朝食後解散です。合宿討論会はオンブズマンの会員だけでなく、一般の方も自由に参加できます。

22日のスケジュールは下記の通りです。

現地集合：藤野町牧野2881 午後2時

周辺見学：午後2時半～4時

オープン討論会(会議)：午後4時～6時30分

夕食：6時半～8時

食後懇談：8時～10時ごろ(帰宅する方も参加可)

### 23日のスケジュール

7時からの朝食後、現地解散。

参加申し込み先：事務局・赤倉昭男(電話・042-749-9140)

締め切り期限：8月12日(日)

全国市民オンブズマン山形大会への参加者決まる

第14回を迎えた定例会が9月15(土)16(日)の2日間、山形市内で開催され、本会からも中野直樹代表幹事ら5名が参加することになった。

今年の大会のテーマは、「ほだな使い方でいいんだが？ 政務調査費」で、今年全国的に問題になった“政治とカネ”、政治資金の透明性に係わるテーマで、本会でも市議会議員の事務所費問題で住民監査請求など、調査を進めている。

また、今大会の記念講演は佐高信氏で、演題は「情報公開は民主主義の源泉」で、どのような内容になるか注目されている。

### 編集後記

下水道架空工事裁判の進展が大きく揺れて日程が読めず、今号は裁判特集になると踏んでいたのですがそのようにはなりません。次の23号は9月末発行となりますが、その間に先行きははっきり見えてくるでしょう。23号はこの裁判の総括特集が組めればよいと思っています。「市民の目」の読者のみなさん、楽しみにお待ちください。(和田)

★事務連絡先／☎042-749-9140 赤倉昭男 入会・情報などの連絡にご利用ください。

■役員一覧■ 代表幹事・中野直樹 事務局長・赤倉昭男 事務局次長・大箸了 / 中島芳枝 / 二川昭三 / 和田達夫 会計・二川昭三 会計監査・小美野耿尋 / 天童靖典